

市と大学との協定等の締結状況（平成29年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先																
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	共栄大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名			
1	都市戦略本部	都市経営戦略部	さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定	1 環境保全に関すること 2 福祉の向上、子育て支援に関すること 3 教育、文化・芸術の振興に関すること 4 スポーツの振興に関すること 5 地域のまちづくりの推進に関すること 6 地域の経済の活性化に関すること 7 防災対策の充実にすること 8 人材の育成に関すること 9 国際交流・コミュニティの推進に関すること 10 その他両者が協議して必要と認める連携に関すること	平成20年3月10日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)	○																
2	都市戦略本部	都市経営戦略部	さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの連携に関する包括協定	地域社会の発展に寄与することを目的に、相互の人材、施設、情報等の活用について連携	平成23年10月26日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	都市戦略本部	都市経営戦略部	さいたま市と聖学院大学との連携に関する包括協定	1 健康・福祉に関する事項 2 地域の活性化に関する事項 3 人材の育成に関する事項 4 学術研究や教育に関する事項 5 災害対策に関する事項 6 その他両者が協議して必要と認める事項	平成25年3月29日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)																	○
4	都市戦略本部	都市経営戦略部	さいたま市と目白大学との連携に関する包括協定	1 医療・健康に関すること 2 福祉・子育て支援に関すること 3 地域の活性化・情報発信に関すること 4 教育・文化・芸術の振興に関すること 5 スポーツの振興に関すること 6 人材育成に関すること 6 その他両者が協議して連携協力が必要と認められること	平成28年10月28日	締結日より3年間 (以後3年ずつ更新)																	○

市と大学との協定等の締結状況（平成29年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先																	
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	共栄大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名				
5	総務局	人事課	インターンシップに係る覚書	インターンシップ実習のため、さいたま市へ学生を派遣するにあたり、実習生の実習条件等に関し、さいたま市と大学との間で次の各事項を確認するもの。 (1) 実習生氏名 (2) 実習期間 (3) その他実習条件等	7月18日、19日、20日、21日、24日、25日、26日、27日、28日	平成29年8月1日、4日、5日、7日、10日、14日、18日、22日、25日、28日、29日、31日、9月4日、8日	○	○															于都呂大学、国立大学法人お茶の水女子大学、学習院大学、工学院大学、國學院大学、国士館大学、首都大学東京、中央大学、東京電機大学、東洋大学、日本女子大学、白鷗大学、明治大学、立教大	
6	市民局 市民生活部	男女共同参画課	さいたま市男女共同参画課と国立大学法人埼玉大学男女共同参画室との連携に関する覚書	男女共同参画の推進に関する講座やその他事業の実施にあたり、相互の協力及び連携する。	平成24年1月10日		○																	
7	経済局	産業展開推進課	さいたま市と芝浦工業大学とのイノベーションに関する連携協定書	1 イノベーションの創出に向けた産学官の共同研究 2 イノベーションの創出に向けた社会実装のための産学官の協働 3 イノベーションの担い手となる人材の育成、活用 4 その他イノベーションの創出に必要な事項	平成27年4月6日	締結日より3年間（以降3年ずつ更新）																		

市と大学との協定等の締結状況（平成29年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先																		
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	共栄大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名					
8	都市局	都市計画課	さいたま市（都市局及び建設局）と国立大学法人埼玉大学（大学院理工学研究科及び研究機構レジリエント社会研究センター）との人材育成及び地域課題解決等を旨とした連携に関する覚書 ※「さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定書（平成20年3月10日締結）」に基づく	防災・減災分野や建設工学系の研究分野の発展及び市のまちづくり行政の一層の充実に向けた、人材育成及び地域課題解決の取組を推進するため、市及び大学は、連携して以下に掲げる事業等を実施する。 （1）市の技術的な課題に対して大学がアドバイスを行う事業 （2）市及び大学が協働し、地域のまちづくりを進める事業 （3）市の職員が大学の学生等に対して講義を行う事業 （4）大学の学生が社会経験を得る機会を市が提供する事業 （5）連携のための窓口を市及び大学がそれぞれ設置し、意見交換を行うこと （6）その他、市及び大学が協議の上必要と認める事業	平成28年8月30日	平成31年3月31日 ※市と大学が協議し延長の場合あり	○																		
9	消防局	消防職員課	インターンシップに係る覚書	インターンシップ実習のため、さいたま市へ学生を派遣するにあたり、実習生の実習条件等に関し、さいたま市と大学との間で以下の事項を確認するもの。 （1）実習生氏名 （2）実習期間 （3）その他実習条件等	7月26日	8月10日																		○	東洋大学
10	水道局	水道総務課	災害時における施設の提供協力に関する協定	さいたま市において大規模な災害の発生により水道施設が被害を受けた場合、他都市町村、防災関係機関からの派遣職員の宿泊場所、派遣車両の待機場所として施設を提供する。	平成20年1月15日	協定解消の申し出がない限り同一内容で継続する。	○																		

市と大学との協定等の締結状況（平成29年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先													
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	共栄大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名
11	教育委員会事務局	教育総務課	インターンシップに係る覚書	インターンシップ実習のため、さいたま市へ学生を派遣するにあたり、実習生の実習条件等に関し、さいたま市と大学との間で次の各事項を確認するもの。 (1) 実習生氏名 (2) 実習期間 (3) その他実習条件等	平成29年7月24日	平成29年8月9日, 8月10日													○	実践女子大学、中央大学
12	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成16年11月29日														○	
13	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成22年5月21日															○
14	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成22年5月21日															○

市と大学との協定等の締結状況（平成29年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先																		
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	共栄大学	慶應義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名					
15	教育委員会事務局	高校教育課	埼玉大学高大連携講座に関する協定書	市立4高等学校の生徒が、埼玉大学の授業を聴講する。修得単位は認定され、埼玉大学入学後卒業必須単位として活用できる。	平成20年12月16日	—	○																		
16	教育委員会事務局	健康教育課	さいたま教育コラボレーション協定	(1) 栄養教諭を目指す学生へのフィールドスタディの場の提供 (2) 教職員研修に関する事項 (3) その他両者が必要と認める事項	平成25年6月4日	—																			○
17	議会局	議事調査部 調査法制課	さいたま市議会と国立大学法人埼玉大学との連携に関する覚書	(1) 議会における政策形成及び議会改革に関する事項 (2) その他両者が協議して必要と認める事項	平成20年9月24日																				○